

資料1

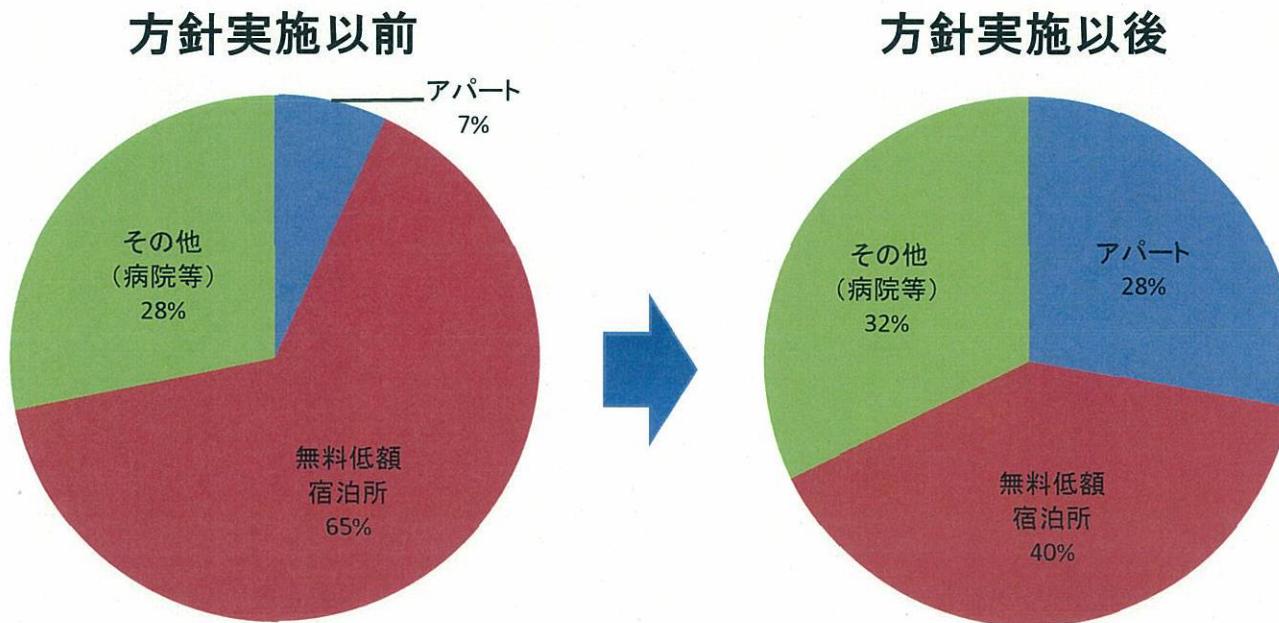
生活保護に係る一般住居優先の徹底

- 埼玉県では、住居を失った要保護者に係る生活保護の運用について、平成21年1月から、一般住居優先の方針を徹底している。

(平成21年1月から11月)

住居を失った要保護者
1,919人

居宅の確保	→ <u>532人が直接アパートへ入居</u>
急迫保護	→ <u>359人が1週間以内に保護決定</u>



平成21年1月方針「雇用環境悪化に伴う離職者等への支援について」

- 1 路上生活の未然防止
- 2 速やかな保護決定(急迫保護)
- 3 居宅の確保(「居宅保護の原則」の徹底、宿泊費の支給など)
- 4 たらい回しの禁止
- 5 関係機関との連携強化

資料 2

社 福 第 1882 号
平成20年11月13日

各 市 福 祉 事 務 所 長 } 様
各 福 祉 保 健 総 合 セン タ ー 所 長 }

埼玉県福祉部社会福祉課長

無料低額宿泊所入所者に対する指導援助について（依頼）

県内の第2種社会福祉事業を行う無料低額宿泊所（以下「宿泊所」という。）は、施設数が34施設、定員で約2千人の規模となり、年々増加傾向にあります。

そしてその入所者のほとんどが、県内の福祉事務所により保護された生活保護受給者です。

宿泊所の入所者に対する保護は、一般的アパートに入居する生活保護受給者と変わりありません。このため、ケースワーカーは、宿泊所に入所する生活保護受給者に対して定期的な訪問・生活指導を行い、生活の維持向上に向けた支援を行っていかなければなりません。

今年も例年どおり、県と市による宿泊所への実地検査を実施しますが、各福祉事務所においては下記の点に御留意の上、宿泊所入所者への適切な指導援助に努めてください。

記

1 生活保護の開始・決定時

- (1) 宿泊所に入所する者等から生活保護申請があった場合には、本人に、宿泊所への入所希望があることを確認してください。
- (2) 入所者が合意の上で入居契約を取り交わしていること、及び入居契約書を入所者が所持していることを確認してください。
- (3) 生活保護決定通知書及び生活保護受給者証については、直接入所者に交付してください。

2 生活保護費の支給方法等

- (1) 窓口払いにするか、口座払いにするかの選択は、入所者の意思を確認した上で決定してください。

なお、口座払いの場合には、入所者の口座振り込み依頼書等が必要です。

(2) 口座払いの場合には、入所者本人が預金通帳を作成し、その預金通帳を入所者が所持していることを確認してください。

(3) 認知症等で入所者に金銭管理能力がない場合には、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を利用してください。

ただし、上記制度等が利用できず、宿泊所事業者が入所者の預金通帳等を管理する場合には、福祉事務所は以下のすべての事項について確認し、ケース記録に残してください。

- ① 宿泊所事業者が管理しなければならない、やむを得ない事情があること
- ② 入所者と宿泊所事業者との間の契約書、入所者からの依頼書等があること
- ③ 福祉事務所が宿泊所事業者による管理を承知していること
- ④ 財産権の侵害等、法律に抵触しないこと

(4) 宿泊所の利用料が口座引き落としの場合には、入所者の同意に基づいていることを確認してください。

(5) 預金通帳の管理方法、宿泊所利用料の口座引き落とし等については、定期的な訪問の際に確認してください。

3 生活保護費の管理方法

入所者に金銭管理能力がない等の理由で、やむを得ず宿泊所事業者が入所者の金銭を管理している場合は、入所者と宿泊所事業者との間の契約書、入所者からの依頼書等を取るよう指導してください。

4 訪問・生活指導について

(1) 入所者に対する訪問、生活指導は、一般のアパートに入居する生活保護受給者と変わりありません。担当ケースワーカーは、定期的な訪問・生活指導を行ってください。

(2) 宿泊所は、「一時的な居住の場」との位置づけであり、各福祉事務所においては、居宅生活への移行や自立に向けた指導援助に努めてください。

(3) 訪問・生活指導の中で、宿泊所において入所者への不当な処遇があったと認めた場合には、直ちに県へ通報するとともに、転居等の措置を検討してください。

担当：社会福祉課保護指導担当

ホームレス対策担当

電話：048-830-3284

FAX：048-830-4782

資料 3

社福第 2303 号
平成21年1月16日

各市福祉事務所長 } 様
各福祉保健総合センター所長 }

埼玉県福祉部長
(公印省略)

雇用環境悪化に伴う離職者等への支援について（通知）

生活保護行政につきましては、日ごろから御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。今般の雇用環境の悪化により、昨年末から、派遣・期間労働者の大量解雇など、非正規労働者の離職が広がっております。

今後、各福祉事務所において、離職を原因とする生活相談が急増すると思われます。については、下記の点に御留意の上、離職者等への支援に努めるようお願いします。

記

1 離職による路上生活の未然防止

派遣契約期間満了等による退寮、家賃滞納等により住居を失うおそれのある者から相談があった時には、積極的に対応し、路上生活化を未然に防ぐこと。

また、路上生活を余儀なくされた離職者等に対しては、速やかに居宅生活に戻れるよう支援すること。単に稼働能力があることのみをもって、保護を要しないと判断することのないよう十分な配慮をされたい。

2 速やかな保護決定

離職者等に手持金がなく、緊急小口資金貸付等の他の方法による対応ができないため、離職者等に日々の食費や求職のための交通費等がない場合には、資産・扶養調査等の完了を待つことなく、支給決定を行うことができる。（急迫保護）

なお、その後の調査の結果、活用できる資産が判明した場合には、支給済みの保護費の返還を求める場合があることを、離職者等に事前に説明すること。

3 居所の確保

離職により住居を失うか、失うおそれのある者は、通常、居宅生活に支障のない者と考えられる。このため、特段の理由がある場合を除き、原則として、敷金等を支給し、居宅による保護を行うこと。

居宅がどうしても見つからず、無料低額宿泊所を利用せざるを得ない場合でも、その利用は一時的にとどめ、速やかに居宅生活に移行できるよう支援すること。

特に、下記の点については、取扱いにつき十分に留意されたい。

(1) 住宅扶助費の柔軟な支給

離職者等が居宅を見つけるまでの間、やむを得ず、近隣の安価なビジネスホテル・カプセルホテル等への宿泊を認める場合には、所要の費用について、その後に移った一般居宅や無料低額宿泊所の住宅扶助費とは別に、当面の間、1.3倍額を限度として住宅扶助費を支給して差支えない。

(2) 連帯保証人が確保できない離職者等への措置

居宅設定にあたり、入居時の連帯保証人がいないため民間賃貸住宅等の契約が行えない離職者等については、今般の緊急経済対策等として実施している公営住宅への入居を検討すること。

公営住宅の入居が難しい場合には、民間の保証人会社の活用、近隣の不動産業者に連帯保証人なしで借りられる物件の情報提供を求める等、離職者等が居宅設定を行うための様々な支援を行っていくこと。

4 実施機関が異なる場合の対応

離職者等との面接相談時に、相談を受けた福祉事務所と保護の実施責任を負う福祉事務所が異なることが判明した場合においても、必ず離職者等から保護の申請意思を確認すること。

離職者等が、保護の申請意思を示した場合には、相談を受けた福祉事務所において申請を受け付けた後、速やかに離職者等の実施責任を負う福祉事務所に申請書を送付すること。

5 関係機関との連携の強化

各福祉事務所において、緊急雇用対策等の施策について積極的な情報収集を行うとともに、窓口に来た離職者等に対して、単に生活保護の相談のみならず、生活全般の相談に乗るよう配慮すること。

離職者等には、ハローワーク、社会福祉協議会等の窓口を紹介し、貸付金等の制度の説明をするだけでなく、対応した職員が、直接、各機関の担当者と連絡を取り、調整を行うなど、離職者等に配慮した対応を行うこと。

特に、下記の関係機関とは連携に努めること。